

※「농업생명자원의 보존·관리 및 이용에 관한 법률」のNITEによる2017年6月23日時点での日本語訳です。

※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、各国のフォーカルポイントを通じて行うことをおすすめします。

農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律 (略称：農水産生命資源法)

[施行2017.9.22.][法律第14644号、2017.3.21.、一部改正]

農林畜産食品部(種子生命産業課)044-201-2475、2476
海洋水産部(海洋水産生命資源課)044-200-5671、5672

第1章 総則

第1条(目的) 本法は、農業生命資源を総合的かつ体系的に保存・管理し、持続可能な利用を通じて農業生命資源の多様性を確保し、農業生命産業の競争力を強化して農業・農村及び国民経済発展に寄与することを目的とする。<改正2016.12.27.>

第2条(定義) 本法で使用する用語の意味は次のとおりである。<改正2013.3.23., 2015.6.22., 2016.12.27., 2017.3.21.>

1. 「農業生命資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的若しくは潜在的な価値のある動物、植物、微生物等の生物の実物及びその実物を利用して把握した有用な事実等の情報をいう。
2. 「農業生物資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的、若しくは潜在的な価値のある遺伝資源、生物体、生物体の部分、個体群または生物の構成要素をいう。
3. 「農業生物多様性」とは、次の各項目の多様性をいい、種内・種間及び生態系の多様性を含む。
 - イ. 陸上生態系及びその複合生態系を含むすべての起源から発生した「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的若しくは潜在的な価値がある生物体の多様性
 - ロ. 削除<2016.12.27.>
4. 「遺伝物質」とは、遺伝の機能的単位を含む植物、動物、微生物及びそれ以外の起源物質をいう。

5. 「農業遺伝資源」とは、農業生物資源が含むもののうち実在的若しくは潜在的な価値を持った遺伝素材をいう。この中で種子・栄養体・花粉・細胞株・遺伝子・蚕種・種畜・卵子・受精卵・孢子・精液・細菌・真菌及びウイルス等は、次の各項目のように区分する。
- イ. 野生種：山、野原、川（河川・ダム・湖沼・貯水池を含む）、海等、自然状態で生息若しくは自生する種
 - ロ. 在来種：一地域及び水域（以下「地域」という。）で栽培・飼育・養殖され、他の地域の品種と交配せず、その地域の気候・風土及び水中環境に適応した種
 - ハ. 育成種：人間の必要性を満たすため進化過程において人為的な影響を受けた種
 - ニ. 導入種：大韓民国の野生種、在来種及び育成種に属しない種であり、外国から導入した種
6. 「生息域内保存」とは、農業生物資源をその自然生息地内で保存することをいう。育成種の場合、それらの特有の性質を得た環境において保存することをいう。
7. 「生息域外保存」とは、農業生物資源をその自然生息地外で保存することをいう。
8. 「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の必要性と欲求を満たすため、生物多様性の潜在性を維持し、長期間にわたり生物多様性を減少させない方法及び程度に生物多様性要素を使用することをいう。
9. 削除<2016. 12. 27.>

第3条（国家等の責務） ①国家及び地方自治体は、農業生命資源の多様性確保と持続可能な利用のために農業生命資源の保存・管理及び利用に必要な施策を樹立・施行しなければならない。<改正2016. 12. 27.>

②国家及び地方自治体は、農業生命資源の多様性確保と持続可能な利用と国際規範の履行のため、農業生命資源の取得及びこれにより生ずる利益の配分のために努力しなければならない。<改正2016. 12. 27.>

③国民は、農業生命資源の保存・管理及び利用に関し国家と地方自治体が策定・施行する事業の円滑な推進のために積極的に協力しなければならない。<改正2016. 12. 27.>

第4条（他の法律との関係） 農業生命資源を保存・管理及び利用する場合、他の法律に特別な規定がある場合を除き本法によるものとする。<改正2016. 12. 27.>

第2章 農業生命資源の保存・管理及び利用等 <改正2016. 12. 27.>

第5条（基本計画の策定等） ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の保存と持続可能な利用のため農業生命資源の保存・管理及び利用に関する基本計画（以下「基本計画」という。）

を策定しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

- ②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。〈改正2016. 12. 27.〉
1. 農業生命資源の収集・評価及び登録に関する事項
 2. 農業生命資源の効率的な保存及び管理に関する事項
 3. 農業生命資源の分譲、利用等の促進に関する事項
 4. 農業生命資源の多様性増大に関する事項
 5. 農業生命資源の情報システム構築等に関する事項
- ③農林畜産食品部長官は、基本計画をもとに農業生命資源の保存・管理及び利用に関する施行計画(以下「施行計画」という。)を策定・施行しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉
- ④基本計画及び施行計画の策定・施行に必要な事項は大統領令で定める。

第6条(調査・登載等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源を安全に保存するため生息域内保存及び生息域外保存状態にある農業生命資源の現況を調査・収集しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

②農林畜産食品部長官は、次の各号に該当する農業生命資源を保有する国際組織及び外国等と国際的に協力しこれを確保することができるよう努力しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

1. 国外に搬出された大韓民国の野生種・在来種等の農業生命資源
2. 品種開発、研究等に必要な農業生命資源

③農林畜産食品部長官は、第1項により調査、収集若しくは第2項により確保した農業生命資源の目録を作成しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

④農林畜産食品部長官は、第3項により作成した目録の農業生命資源のうち保存価値のあるものは、第14条第1項による農業生命資源責任機関の長が農業生命資源の保存目録に登載しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

⑤第1項から第4項までの規定による農業生命資源現況の調査・収集、農業生命資源目録の作成及び農業生命資源の保存目録に登載するために必要な事項は農林畜産食品部令で定める。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

第7条(分析、評価等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の利用を促進するため農業生命資源の遺伝的特性等に対する分析・評価を実施し、その保存価値による等級を付与しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

②農林畜産食品部長官は、第1項による分析・評価の結果を「公共機関の情報公開に関する法律」で定めるところにより公開しなければならない。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

③第1項による分析・評価及び等級付与に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

第8条削除<2016. 12. 27.>

第9条削除<2016. 12. 27.>

第10条削除<2016. 12. 27.>

第11条削除<2016. 12. 27.>

第12条削除<2016. 12. 27.>

第13条(危険に対する対応等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の多様性が深刻に減少した場合、若しくは消失する危険に瀕した場合は、明確な科学的証拠資料が不足であるという理由により、このような危険を避けるかあるいは最小化できる必要な措置を遅滞してはならない。<改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.>

②農林畜産食品部長官は、自然災害、内乱、戦争等、農業生命資源の安全な保存に深刻な影響を及ぼす事態が発生した場合は、農業生命資源を保存している関連国家機関・法人及び自然人に危険の告知及び対応のための協働体系を構築する等、その被害を最小化するための適切な措置を取ることができる。<改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.>

第3章 農業生命資源の責任機関及び管理機関の指定・運営等 <改正2016. 12. 27.>

第14条(農業生命資源責任機関の指定・運営等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の多様性確保と安全な保存・管理及び効率的利用に関する事項を専門的に遂行させるため、大統領令で定める機関を農業生命資源責任機関(以下「責任機関」という。)に指定し、運営することができる。<改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.>

②責任機関の長は、次の各号の業務を遂行する。<改正2016. 12. 27.>

1. 農業生命資源の確保、保存、管理及び利用に関する事項
2. 農業生命資源に関する統合情報システムの構築
3. 農業生命資源の中長期保存及び研究に関する事項
4. 農業生命資源の国際協力等に関する事項

③責任機関の指定・運営に必要な事項は大統領令で定める。

[題目改正2016. 12. 27.]

第15条(農業生命資源管理機関の指定・運営等) ①責任機関の長は、農業生命資源の効率的
管理のため農業生命資源の保存と管理に必要な施設及び人材を具備した者を分野別農業
生命資源管理機関(以下「管理機関」という。)に指定し、運営することができる。<改正
2016.12.27.>

- ②管理機関の長は、次の各号の業務を遂行する。<改正2016.12.27.>
1. 農業生命資源の収集、短期保存及び特性分析・評価に関する事項
 2. 農業生命資源の多様性確保、利用及び研究に関する事項
 3. 農業生命資源の情報化等に関する事項
- ③管理機関として指定を受けようとする次の各号のいずれかに該当する者は、大統領令で定
めるところにより農業生命資源の保存・管理に必要な施設と人力を具備し、責任機関の長
に申請しなければならない。<改正2016.12.27.>
1. 国家機関及びその所属機関
 2. 国公立教育・研究機関
 3. 「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関
 4. 私立教育・研究機関、法人・団体及び個人
- ④第1項による管理機関指定の有効期間は、指定を受けた日から3年とし、継続して管理機関
業務を遂行するためには、有効期間の満了前にその指定を更新しなければならない。
- ⑤責任機関の長は、管理機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消す
か、若しくは是正を命ずることができる。但し、第1号の場合及び管理機関が第2号と第3
号のいずれかに該当し、是正命令を受けた日から60日以内に正当な事由なしにこれを履行
しない場合は、その指定を取り消さなければならない。
1. 偽りやその他の不正な方法で許可を受けた場合
 2. 第2項の各号の業務を正当な事由なしに履行しない場合
 3. 第3項による管理機関の指定基準に該当しなくなった場合
- ⑥管理機関指定の基準及び手続き等と、第4項による更新の基準、手続き及び方法等に必要
な事項は大統領令で定める。

[題目改正2016.12.27.]

第16条(分譲承認及び制限) ①第14条第1項による農業生命資源責任機関及び第15条第1項
による農業生命資源管理機関に保存している農業生命資源の分譲を受けようとする者は、
農林畜産食品部長官の承認を受けなければならない。但し、国際協約及び条約等によって
外国で収集された農業生命資源の場合は、その協約及び条約等で決めたところによるもの
とする。<改正2013.3.23.,2016.12.27.>

- ②農林畜産食品部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項本文にかかわらず
分譲を制限することができる。<改正2013.3.23.,2016.12.27.>
1. 試験・研究以外の目的に利用しようとする場合。但し、種畜の場合は除く。

2. 保存している農業生命資源の保有量が不足する場合
 3. 他の法令で国外分譲が禁止されている場合
 4. その他国外に分譲する場合、国益に損害を与える恐れがあると認める場合
- ③第1項本文による分譲承認の基準、手続き等に必要な事項は大統領令で定める。

第17条(分譲承認の取り消し等)①農林畜産食品部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は第16条第1項本文による分譲承認を取り消し、分譲承認された農業生命資源を返還させることができる。但し、第1号の場合、その承認を取り消し、分譲承認された農業生命資源を返還させなければならない。〈改正2013. 3. 23. , 2016. 12. 27. 〉

1. 偽りやそれ以外の不正な方法で分譲承認を受けた場合
 2. 分譲承認を受けた用途と異なる用途で使用した場合
- ②第1項による分譲承認の取り消し手続き等に必要な事項は大統領令で定める。

第18条(国外搬出承認等) ①次の各号の農業生命資源のうち農林畜産食品部長官が作成した国外搬出承認対象目録に含まれた農業生命資源を国外に搬出しようとする者は、農林畜産食品部長官の承認を受けなければならない。但し、第16条第1項本文により国外分譲承認を受けた場合はその限りではない。〈改正2013. 3. 23. , 2016. 12. 27. 〉

1. 国内農業生物多様性の維持及び保存のために必要な植物、動物、微生物、きのこの等の国内野生種及び在来種
 2. 国家機関が開発した植物(植物の一代雑種種子は除く)、動物、微生物、きのこの等の育成種
 3. その他農林畜産食品部長官が国内農業生物多様性の維持及び保存のために必要であると認める農業生命資源
- ②農林畜産食品部長官は、第1項本文による農業生命資源の国外搬出承認対象目録を作成する場合は、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議して指定し、これを告示しなければならない。〈改正2013. 3. 23. , 2016. 12. 27. 〉
- ③第1項の国外搬出承認基準と手続き、及び第2項の国外搬出承認対象目録作成等に必要な事項は農林畜産食品部令で定める。〈改正2013. 3. 23. , 2016. 12. 27. 〉

第19条(国外搬出承認の取り消し等) ①農林畜産食品部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合は第18条第1項本文による国外搬出承認を取り消し、国外搬出承認された農業生命資源を返還させることができる。但し、第1号の場合にはその承認を取り消し、国外搬出承認された農業生命資源を返還させなければならない。〈改正2013. 3. 23. , 2016. 12. 27. 〉

1. 偽りやそれ以外の不正な方法で国外搬出承認を受けた場合
 2. 国外搬出承認を受けた用途と異なる用途で使用した場合
- ②第1項による国外搬出承認取り消し手続き等に必要な事項は大統領令で定める。

第4章 農業生命資源の体系的保存・管理及び利用のための基盤構築 [〈改正 2016.12.27.〉](#)

第20条(農業生命資源の多様性増大及び利用促進等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の多様性増大のため農業生命資源に対する調査、収集、目録化等のための施策を講じなければならない。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

②農林畜産食品部長官は、在来種生命資源を農業者が栽培・飼育し、保存・管理できるよう農業者の支援等必要な施策を講じなければならない。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

③農林畜産食品部長官は、在来種生命資源の利用を促進すべく特性評価、情報化等必要な施策を講じなければならない。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

④農林畜産食品部長官は、第1項から第3項までの農業生命資源の活用技術開発、多様性、利用促進等の業務を遂行する国公立研究機関、法人または団体等を育成・支援することができる。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

⑤政府は、農業生命資源の保存・管理及び利用のための施策の推進に必要な投資財源を持続的で安定的に調達するために努力しなければならない。 [〈改正2016.12.27.〉](#)

[\[題目改正2016.12.27.\]](#)

第21条(情報化及び人材育成等) ①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の安全な保存・管理と効率的利用のため農業生命資源に関する統合情報システム構築等の情報化事業を施行しなければならない。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

②農林畜産食品部長官は、農業生命資源の保存・管理及び利用に関わる専門人材の育成のため教育・訓練を実施することができる。 [〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉](#)

③第1項による情報化事業と第2項による教育・訓練に必要な事項は大統領令で定める。

第22条(海外農業生命資源の研究・開発及び国際協力促進等) ①政府は、海外農業生命資源の研究・開発及び国際協力を促進するため、必要な場合は次の各号の事項に関する施策を作成しなければならない。 [〈改正2016.12.27.〉](#)

1. 海外農業生命資源開発のための研究・調査に関する事項
2. 海外農業生命資源開発のための技術開発及び関連専門人材の養成に関する事項
3. 海外農業生命資源開発による外国及び国際組織等と情報交換、共同の調査・研究及び技術交流等の国際協力に関する事項
4. その他海外農業生命資源開発及び国際協力の促進等に必要で、大統領令で定める事項

②政府は、第1項による施策に関わる事業に参加する学術界・研究機関及び企業等に対し大統領令で定めるところにより、予算の範囲内で必要な支援を行うことができる。

③政府は、農業生命資源開発及び国際協力の効率的推進のため必要であると認める場合は、大統領令で定める機関にて海外資源開発情報の収集・分析及び提供業務を遂行させ、そのために必要となる経費を補助することができる。〈改正2016.12.27.〉

[題目改正2016.12.27.]

第23条(統計及び刊行物の発刊等)①農林畜産食品部長官は、農業生命資源の種類及び保有機関等、農業生命資源の現況を把握できるように関係中央行政機関の長及び統計庁長との協議を経て、毎年統計及び刊行物の発刊・普及を行わなければならない。〈改正

2013.3.23.,2016.12.27.〉

②農林畜産食品部長官は、第1項による統計及び刊行物の発刊のため関係中央行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉

③第1項による農業生命資源関連の統計及び刊行物の内容、資料提出、作成方法等に必要事項は大統領令で定める。〈改正2016.12.27.〉

第5章 削除 〈2016.12.2.〉

第24条 削除〈2016.12.2.〉

第24条の2 削除〈2016.12.2.〉

第25条 削除〈2016.12.2.〉

第25条の2 削除〈2016.12.2.〉

第6章 補則

第26条(権限の委任及び委託) ①本法における農林畜産食品部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を所属機関の長、農村振興庁長及びその所属機関の長、山林庁長及びその所属機関の長、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事・特別自治市長(以下「市・道知事」という。)、市長・郡長・区長(自治区の区長をいう)、農業生命資源責任機関の長に委任することができる。〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉

②本法における農林畜産食品部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を農業生命資源関連法人または団体に委託することができる。〈改正2013.3.23.,2016.12.27.〉

第27条(秘密保持義務) 第14条による責任機関及び第15条による管理機関で農業生命資源の保存・管理等の業務に携わる者またはその職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩若しくは盗用してはならない。<改正2016.12.27.>

第28条(罰則適用における公務員擬制) 管理機関において農業生命資源の保存・管理業務に携わる役員又は職員で、かつ公務員ではない者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則の適用においては公務員とみなす。<改正2016.12.27.>

第29条(国庫補助等) 国家は、農業生命資源の保存・管理及び利用のため、次の各号の事業を執行する地方自治体または農業生命資源関連団体に対し予算の範囲内でその費用の全部または一部を補助することができる。<改正2016.12.27.>

1. 第7条による分析・評価
2. 第20条による保存・管理、技術開発及び利用促進
3. 第21条による統合情報システムの構築・運営及び専門人材の育成
4. 第26条による委託事業

第30条(聴聞) 農林畜産食品部長官は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようとする場合は、「行政手続法」に定めるところにより聴聞を実施しなければならない。<改正2013.3.23., 2016.12.27.>

1. 削除<2016.12.27.>
2. 第15条第5項による指定の取り消し
3. 第17条第1項による分譲承認の取り消し
4. 第19条第1項による国外搬出承認の取り消し

第7章 罰則

第31条(罰則) ①削除<2016.12.27.>

②削除<2016.12.27.>

③第18条第1項に違反し、国内農業生命資源を国外に搬出した者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処し、搬出した農業生命資源は没収する。これを没収することができない時にはその価額を追徴する。<改正2016.12.27., 2017.3.21.>

④第27条に違反し、その職務上知り得た秘密を漏洩若しくは盗用した者は、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。<改正2017.3.21.>

⑤第3項に規定された罪の未遂犯は処罰する。<新設2014.3.18.>

第32条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し第31条に該当する違反行為を行った場合、その行為者を罰すると共にその法人または個人に対しても該当する条文の罰金刑を科す。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当する業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合はその限りではない。

第33条(過料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、500万ウォン以下の過料を賦課する。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

1. 削除〈2016. 12. 27.〉

2. 第16条第1項に違反し、農林畜産食品部長官の承認を受けずに農業生命資源の分譲を受けた者

②第1項による過料は、大統領令で定めるところにより農林畜産食品部長官が賦課・徴収する。〈改正2013. 3. 23., 2016. 12. 27.〉

附則 第10938号、2011. 7. 25.

第1条(施行日) 本法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条(一般的経過措置) 本法の施行当時以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」による処分・手続き及びそれ以外の行為として、本法にそれに該当する規定がある場合は、本法に従うものとみなす。

第3条(農水産生命資源責任機関の指定・運営等に関する経過措置) 本法の施行当時以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」による農業遺伝資源責任機関は、第14条第1項による農水産生命資源責任機関に指定されたものとみなす。

第4条(農水産生命資源管理機関の指定・運営等に関する経過措置) 本法の施行当時以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」による農業遺伝資源管理機関は、第15条第1項による農水産生命資源管理機関に指定されたものとみなす。

第5条(農水産生命資源分譲承認及び制限に関する経過措置) 本法の施行当時以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」により分譲承認された事項は、第16条第1項により分譲承認された事項とみなす。

第6条(農水産生命資源国外搬出承認等に関する経過措置)本法の施行当時以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」により国外搬出承認された事項は、第18条第1項により国外搬出承認された事項とみなす。

第7条(罰則と過料に関する経過措置) 本法の施行前の行為に対し罰則や過料の規定を適用する時は、以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」とする。

第8条(他の法律の改正) 防疫法の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号中「『農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律』により農業遺伝資源」を「『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』により農水産生命資源」とする。

第9条(他の法令との関係) 本法の施行当時に他の法令で以前の「農業遺伝資源の保存・管理及び利用に関する法律」またはその規定を引用している場合、本法のうちそれに該当する規定がある場合は、以前の規定を代えて本法または本法の該当条項を引用したものとみなす。

附則<第11693号、2013.3.23.>

第1条(施行日)本法は公布した日から施行する。

第2条(以前の法律による告示・処分及び継続中の行為に関する経過措置)本法の施行日以前の規定により農林水産食品部長官が行った等級付与・告示・行政処分や、農林水産食品部長官に対する申請は、本法の改正規定による農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の行為または農林畜産食品部長官または海洋水産部長官に対する行為とみなす。

第3条(基本計画等に関する経過措置)本法の施行日以前の規定により農林水産食品部長官が策定した基本計画及び施行計画は、第5条の改正規定により基本計画及び施行計画が策定される前まで同条の改正規定により農林畜産食品部長官または海洋水産部長官が策定した基本計画及び施行計画とみなす。

第4条(農水産生命資源審議委員会に関する経過措置)本法の施行当時以前の規定により設置された農水産生命資源審議委員会は、第24条及び第24条の2の改正規定により農業生命資源審議委員会及び水産生命資源審議委員会が新たに構成される前までは、第24条及び第24条の2の改正規定により設置された農業生命資源審議委員会及び水産生命資源審議委員会

とみなす。

附則<第12425号、2014.3.18.>

本法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附則<第13383号、2015.6.22.>

第1条(施行日) 本法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但し書き省略〉

第2条及び第3条省略

第4条(他の法律の改正) ①から⑥まで省略

⑦農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ目のうち「『農漁業・農漁村及び食品産業基本法』第3条第1号イ目」を「『農業・農村及び食品産業基本法』第3条第1号」にし、同条第2号イ目及び同条第3号イ目のうち「『農漁業・農漁村及び食品産業基本法』第3条第1号イ目」をそれぞれ「『農業・農村及び食品産業基本法』第3条第1号」とする。

第24条の2第2項第3号のうち「『農漁業・農漁村及び食品産業基本法』」を「『農業・農村及び食品産業基本法』」とする。

第25条の2第2項第3号のうち「『農漁業・農漁村及び食品産業基本法』第3条第4号」を「『水産業・漁村発展基本法』第3条第5号」とする。

⑧から<63>まで省略

附則<第13385号、2015.6.22.>

第1条(施行日) 本法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第6条まで省略

第7条(他の法律の改正) ①から⑦省略

⑧農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第5号のうち「水産宗廟(水産種苗)」を「水産種子」とする。

⑨から⑬省略

附則<第14292号、2016.12.2.>

本法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附則<第14513号、2016.12.27.>

第1条(施行日)本法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第8条まで省略

第9条(他の法律の改正)①農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

題名「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」を「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」とする。

第1条のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」に、「農水産生命産業」を「農業生命産業」に、「農漁業・農漁村」を「農業・農村」とする。

第2条第1号を次のようにし、同条第2号を次のようにし、同条第3号の各目以外の部分のうち「農水産生物多様性」を「農業生物多様性」とし、同号イ目のうち「陸上生態系、水界生態系とこれらの複合生態系」を「陸上生態系と異意複合生態系」とし、同号ロ目を削除し、同条第5号の各目以外の部分前段のうち「農水産遺伝資源」を「農業遺伝資源」に、「農水産生物資源」を「農業生物資源」とし、同号の各目以外の部分後段のうち「種畜・水産種子・卵子」を「種畜・卵子」とし、同条第6号前段及び同条第7号のうち「農水産生物資源」をそれぞれ「農業生物資源」とし、同条第9号を削除する。

1. 「農業生命資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的、若しくは潜在的な価値がある動物、植物、微生物等、生物体の実物とその実物を利用して把握された有用な事実等の情報をいう。
2. 「農業生物資源」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第1号による農業に実在的、若しくは潜在的な価値がある遺伝資源、生物体、生物体の部分、個体群または生物の構成要素をいう。

第3条第1項から第3項までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第4条のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第2章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第5条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農業生命資源または水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項第1号から第5号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同

条第3項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農業生命資源または水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第6条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項各号以外の部分のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同項第1号及び第2号のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第3項及び第4項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第5項のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」に、「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第7条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同条第3項のうち「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第8条から第12条までをそれぞれ削除する。

第13条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第3章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第14条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項第1号から第4号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第15条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第1項のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項第1号から第3号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第3項各号以外の部分のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第16条第1項本文のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」に、「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同項段でのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第2項各号以外の部分のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同項第2号のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第17条第1項各号以外の部分本文のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同項各号以外の部分但し書きのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第18条第1項各号以外の部分本文のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」

に、「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品部長官」とし、同項第1号のうち「農水産生物多様性」を「農業生物多様性」とし、同項第3号のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生物多様性」を「農業生物多様性」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第3項のうち「農林畜産食品部令または海洋水産部令」を「農林畜産食品部令」とする。

第19条第1項各号以外の部分本文のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同項各号以外の部分但し書きのうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第4章の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第20条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農漁家」をそれぞれ「農家」に、「栽培・飼育または養殖」を「栽培・飼育」とし、同条第3項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同条第4項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第5項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第21条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第22条の題目のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第1項各号以外の部分のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同項第1号から第4号までのうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第3項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第23条第1項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とし、同条第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同条第3項のうち「農水産生命資源」を「農業生命資源」とする。

第26条第1項及び第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」をそれぞれ「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第27条、第28条及び第29条各号以外の部分のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第30条各号以外の部分のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とし、同条第1号を削除する。

第31条第1項及び第2項をそれぞれ削除し、同条第3項前段のうち「農水産生命資源」をそれぞれ「農業生命資源」とする。

第33条第1項第1号を削除し、同項第2号のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」に、「農水産生命資源」を「農業生命資源」とし、同条第2項のうち「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」を「農林畜産食品部長官」とする。

②及び③省略

第10条省略

附則<第14605号、2017.3.21.>

第1条(施行日)本法は公布した日から施行する。但し書き省略

第2条(他の法律の改正)①から③まで省略

④農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第9号ロ目のうち「排他的経済水域法」を「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」とする。

⑤から⑬まで省略

附則<第14644号、2017.3.21.>

本法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。